



2020年3月12日

埼玉労働局長
木塚 欽也 殿

特定（産業別）最低賃金の改正および新設に関わる意向表明

申出者氏名 日本労働組合連合会
埼玉労働組合 会長
住所及び電話 さいたま市浦和区岸町7-5-19
あけぼのビル2階
048-834-2300

特定（産業別）最低賃金の改正および新設について、次の通り申出ることを表明します。

記

1. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

【申出の業種】

- (1) 中分類 E23・L7282 非鉄金属製造業
(但し、小分類の E230.231.235.239 を除く)
- (2) 中分類 E28・L7282 電子部品・デバイス・電子回路製造業
(但し、小分類の E280 を除く)
- E29・L7282 電気機械器具製造業
(但し、小分類の E290、細分類の E2973 の一部を除く)
- E30・L7282 情報通信機械器具製造業 (但し、小分類の E300 を除く)
- (3) 中分類 E31・L7282 輸送用機械器具製造業
(但し、小分類の E310,315・細分類の E3199 を除く)
- (4) 小分類 E275、E323・L7282
光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業
- (5) 小分類 I590、591・L7282 自動車小売業 (但し、細分類の I5914 を除く)

【申出の理由】

- (1) 前記1の(1)(2)(3)(4)については、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上となっている。
- (2) 前記1の(5)については、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出する。
- (3) 企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が存在している。

2. 特定（産業別）最低賃金新設の件名

【申出の業種】

(1) 小分類 I560、561・L7282 百貨店, 総合スーパー

【申出の理由】

- (1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、当該最低賃金の適用労働者数の2分の1以上となっている。
- (2) 企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が存在している。

3. 申出の時期

令和2年7月上旬 予定

以上